

「事業復活支援金」事前確認 申込書

Ver.2

申込年月日	令和4年 月 日
申請者 ID(10 桁)	() ※「事業復活支援金事務局ホームページ」より取得した番号を記載
法人・個人の区分 ※該当に○	()法人【法人番号 13 桁: 】 ()個人【生年月日:西暦 年 月 日】
事業所名	
代表者の携帯番号 ※事業所電話番号でも可	※携帯番号の方は『SMS(ショートメッセージ)』や事業所電話番号の方は『代表者メールアドレス』へ<事前確認の完了メッセージ>を送付します
申請登録電話番号	※申請者 ID 取得時に事業復活支援金事務局ホームページへ登録した電話番号を記載
代表者氏名	フリガナ
代表者メールアドレス	@
事業所の所在地	〒
《事務局記入欄》	
会員番号	【会員番号: 】 ※該当に ☒ < ☐ 会費完納、 ☐ 口座振替依頼書の受理(新規加入) >
申請区分 ※事前確認担当者が ☒ する ※起案用紙にも ☒ する	☐ 通常申請 <<特例申請>> ☐ 証拠書類等に関する特例 ☐ 季節性収入特例 ☐ 合併特例 ☐ 事業承継特例 ☐ 法人成り特例 ☐ 新規開業特例 ☐ 連結納税特例 ☐ 罹災特例 ☐ NPO 法人・公益法人等特例
事前確認担当者	
受付番号	

(提出先)大和商工会議所経営支援チーム
FAX:046-264-0391

《注意事項》

1. 事前確認が不要な方について

一時支援金・月次支援金を受給された方は、事前確認が不要です。

2. 事前確認の対象者について

対象者は当所会員事業所限定であり会費完納されている方です。事前確認する時まで、既会員については会費未納分を納付して頂きます。また、新規会員は、加入手続きの際に1年分の会費(令和3年度中は「令和3年度分として」、令和4年度中は「令和4年度分として」)及び口座振替依頼書(金融機関口座確認済)を提出頂きます。尚、過去に非会員であり再度加入をされる方については、上記に加えて過去の未納会費がある場合には納付していただくことが事前確認する条件となります。

また、事前確認時点で年会費分の納付がされていない方(例えば、年会費 6,000 円であるが、1 月に加入して3か月分の 1,500 円納付)は、不足分の納付を条件として事前確認をさせて頂きます。これは継続支援関係(1年以上会員)にある方を対象としているためです。

※フリーランス(主たる収入が雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等)は対象外。

※特例申請(新規開業、季節性収入、合併、連結納税、事業承継、罹災、法人成り、NPO 法人・公益法人、証拠書類等)の方は 2/18 以降申請開始します。

3. 支援範囲について

当所は申請に伴う登録事前確認のみ対応いたします。申請 ID の取得や電子申請の対応は行えません。

※申請 ID が取得できない方はコールセンター(0120-789-140、IP 電話:03-6834-7593)で取得に関する助言を受けられます。なお、申請 ID 取得にはメールアドレス(Gmail か yahoo!メールアドレスが推奨されております)が必須となります。

※電子申請(事前確認後の本申請)ができない方は、申請サポート会場(県内は横浜市、相模原市、横須賀市:<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/support/index.html>)に予約してください。上記のコールセンターにお問合せください。

4. 受付期間について

令和4年1月27日(木)～5月26日(木)

※上記の期間内、平日の午前9時より午後4時まで

5. その他留意点

・地方公共団体から時短営業の要請を受けた協力金の支給対象の飲食店は月次支援金の対象外でありましたが、事業復活支援金は給付対象となります。申請要件をご確認ください。

・給付額の算定につきましては、「事業復活支援金の詳細について」(経済産業省:2022年2月10日時点版)のP21～26をご確認ください。特に「新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金等の扱い(基本的なケース)」(P24)及び「同(対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じている者の場合)」(P25)は該当する方は必ずご確認ください。

・後日、当所事前確認担当者より面談の日程調整のご連絡をさせて頂きます。申請 ID 取得や事前確認必要書類の準備をして連絡をお待ちください。必要書類が完備されている事が前提となります。「事業復活支援金 事前確認必要書類」をご参照ください。

・対面での接触時間を短縮するために、事前に当所事前確認担当者より「宣誓・同意書」及び「登録確認機関の事前確認のご紹介(表面)・新型コロナウイルス感染症の影響確認・事前確認での質問リスト(裏面)」をお渡しします。全てご一読いただき自署や☑などして事前確認時にご持参ください。

・事前確認通知番号の発行には、一定期間(3日～7日程度)の時間を要しますので、お早めに事前登録確認の申込をお願い致します。尚、事前確認通知番号が発行されましたら事前確認担当者より携帯電話へのSMS等によりご連絡させて頂きます。その後、事業復活支援金事務局ホームページより本申請が可能となります。

・差額給付申請(30%以上 50%未満の売上高減少→50%以上の売上高減少)については、本支援金の給付を受けた後、新型コロナの影響により予見できない売上高減少により給付算定額が

より高くなる方に対し差額分を給付する追加申請を可能とする予定です。初回申請受付終了後を
予定(6月以降)しております。詳細は今後公開される予定です。(上記資料 P28参照)

《事業復活支援金 事前確認必要書類》

事前確認のための持参していただく書類は下記の通りです。

事前確認(稟議やシステム入力等の諸手続き)には数日(3日～7日程度)かかります。事前確認完了いたしましたら、事前確認担当者よりお電話やメール等にてご連絡させていただきます。申請受付終了日(令和4年5月31日)までに申請をしてください。

■個人事業主／法人共通

①申請者 ID がわかるもの(発行された画面のコピー等)

②本人確認書類のコピー

運転免許証(両面)、マイナンバーカード(オモテ面)

※その他確認書類《写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面)、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、住民票の写し及びパスポート》でも可。

③宣誓・同意書(様式1)のコピー ※法人代表者または個人事業者等の本人が自署する。

④帳簿書類のコピー

・基準月の【売上台帳】

※「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」の基準期間のうち、下記の対象月と同じ月から1か月選択

・対象月の【売上台帳】

※2021年11月～2022年3月から1か月選択

⑤事業用通帳のコピー

・基準月の取引が記入されたページ

※「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」の基準期間のうち、下記の対象月と同じ月から1か月選択

・対象月の取引が記入されたページ

※2021年11月～2022年3月から1か月選択

⑥取引先(販売先・サービス提供先)が法人または個人事業主の場合は取引先に発行した請求書または領収書のコピー(基準月と対象月の各1取引分)。※取引先が一般個人のみの場合は仕入業者の請求書または領収書のコピー(基準月と対象月の各1取引分)

⑦「新型コロナウイルス感染症の影響確認・事前確認での質問リスト(裏面)」のコピー
事前に全てご一読いただき☒してご持参ください。

■個人事業主のみ

・確定申告書類の控えのコピー 次頁参照

2019年分、2020年分及び「選択する基準期間」(2018年及び2021年の基準月を選択する場合は、2018年分もしくは2020年分)全て含む収受日付印が押印された「確定申告書:第1表」及び決算書(青色申告:1・2ページ)又は収支内訳書(白色申告:1・2ページ)のコピー。

※e-taxでの申告の場合は受信通知のコピーも必要

■法人のみ

・履歴事項全部証明書のコピー(法務局で取得後、3か月以内のもの)

・2019年度、2020年度及び「選択する基準期間」を全て含む収受日付印が押印された「確定申告書:別表一(一)」及び決算書(貸借対照表、損益計算書)、法人事業概況説明書(両面 2ページ)のコピー 次頁参照

※申告書は税務署の押印があるもの。e-taxでの申告の場合は受信通知のコピーも必要。

◎代表以外の方が事前確認において窓口来訪で対応する場合

- ・委任状(任意書式:委任内容、委任者、受任者が明確に記載されていること)
- ・受任者の本人確認書類のコピー

7. 申請② 提出が必要となる確定申告書

【法人】 2019年11月、2020年11月及び選択する基準期間※¹を全て含む確定申告書※²

※¹ 基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間

※² 事業年度が1年間の場合は、「2019年度、2020年度及び選択する基準期間」と同義。
(ただし、11月が決算月の場合は、「2018年度、2019年度及び選択する基準期間」)

(※事業年度が1年間の場合の例)

(事業年度)

	選択する基準期間	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
法人 1,2,11,12月決算 基準期間が 事業年度をまたぐ	①2018.11-2019.3	必要	必要	必要	不要
	②2019.11-2020.3	不要	必要	必要	不要
	③2020.11-2021.3	不要	必要	必要	必要

※11月が決算月の法人は、上記事業年度を1カ年遡った年度を提出（例：上記「2019年度」とあるのは、「2018年度」のものを提出）

	①2018.11-2019.3	②2019.11-2020.3	③2020.11-2021.3
法人 3～10月決算 基準期間が 事業年度をまたがない	必要	必要	必要
	不要	必要	必要
	不要	必要	必要

【個人】 2019年、2020年及び選択する基準期間※¹を全て含む確定申告書

※¹ 基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間

	選択する基準期間	2018年	2019年	2020年	2021年
個人事業主	①2018.11-2019.3	必要	必要	必要	不要
	②2019.11-2020.3	不要	必要	必要	不要
	③2020.11-2021.3	不要	必要	必要	必要

■特例(証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例)

※申請開始は 2022 年2月 18 日です。

※通常の申請では不都合が生じる場合にご検討ください。

○証拠書類等に関する特例

(個人)確定申告義務がない場合は、確定申告書を住民税の申告書類の控えで代替可能。

(法人)確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、確定申告書を税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

○新規開業特例

- ・ 2019 年又は 2020 年に開業した中小法人等・個人事業者等 給付額
＝(開業年の月平均の事業収入×2＋開業年翌年の 1～3 月の月間事業収入の合計)
－(対象月の月間事業収入×5)
- ・ 2021 年 1～10 月の間に開業した中小法人等・個人事業者等 給付額
＝(開業日の属する月から 2021 年 10 月までの月平均の事業収入×5)
－(対象月の月間事業収入×5)

○季節性収入特例

- ・ 月当たりの事業収入の変動が大きい中小法人・個人事業者等 給付額
＝(基準期間のうち連続する 3 か月の月間事業収入の合計)
－(2021 年 11 月～2022 年 3 月のうち連続する同じ 3 か月の月間事業収入の合計)

○合併特例

- ・ 2020 年 1 月以降、かつ基準月から対象月の間に、合併を行った中小法人等 給付額
＝(基準期間の各法人の月間事業収入の合計)－(対象月の月間事業収入×5)

○連結納税特例

- ・ 連結納税を行っている中小法人等
⇒それぞれの法人が給付要件を満たす場合、各法人毎に給付申請を行うことができ、確定申告書の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替可能

○事業承継特例

- ・ 2020 年 1 月以降、かつ基準月から対象月の間に、事業の承継を受けた 個人事業者等 給付額
＝(基準期間の月間事業収入の合計)－(対象月の月間事業収入×5)

○罹災特例

- ・ 2018 年又は 2019 年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小法人等・個人事業者等 給付額
＝(罹災した年の前年の 1～3、11、12 月の事業収入の合計)－(2021 年対象月の月間事業収入×5)

○法人成り特例

- ・ 2020 年 1 月以降、かつ基準月から対象月の間に、個人事業者から法人化した者 給付額
＝(基準期間の事業収入の合計)－(対象月の月間事業収入×5)

○NPO 法人・公益法人等特例

- ・ 特定非営利活動法人及び公益法人等
⇒確定申告書の控えなどについて各種書類で代替可能
- ・ 寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人
⇒追加の書類の提出により寄付金等を収入に含めて給付額を算定可能

以上9つの特例につきましては、以下の資料をご確認の上、ご申請を希望される場合には
当所事務局担当者までご相談ください。

※「事業復活支援金の詳細について」(経済産業省:2022 年2月10日版)P27～

※「給付規定」(令和 4 年 2 月 10 日版)別表2《中小法人等の申請特例》
及び別表3《個人事業者等の申請特例》

※「申請要領」《中小法人向け》P50～、《個人事業者向け》P55～